

令和4年度「インバウンド・リスタート事業」追加公募要領

令和4年9月1日

公益社団法人熊本県観光連盟

1 概要

(1) 事業の目的

6月10日から、添乗員同行のパッケージツアーに限定した訪日外国人観光客の入国手続きが再開され、今後、段階的な受入の拡大が見込まれる中、海外の旅行会社は、日本の観光地や宿泊施設等の情報収集を加速化させている。

このような中、県内宿泊事業者（以下「事業者」という。）が、訪日旅行商品を取扱う海外の実店舗を持つ旅行会社（TTA）及び国内外のランドオペレーター（以下「旅行会社等」という。）への戦略的なセールスを行うことを支援することで、熊本を宿泊先とする旅行商品が、海外でより多く販売される状況につなげ、インバウンド再開後の早期需要回復を図る。

(2) 事業内容

事業者が、旅行会社等に対して戦略的なセールスを行うことができるよう、通常の宿泊プランに加えて提案する特典（以下「インセンティブ」という。）分の費用を支援する。

なお、インセンティブの内容は、事業者が地域の特性や自社の強み等を踏まえ、旅行会社等から効果的に誘客促進を図ることができると判断するものとし、同一の旅行会社等には同一のインセンティブを提案することとする。

◆インセンティブを上乗せした宿泊プランのセールス対象となる旅行会社等

以下の①及び②のうち、最大10社までとする

①訪日旅行商品の販売を行う海外の実店舗を持つ旅行会社（TTA）

②海外の旅行会社からの依頼で予約手配等を行う国内外のランドオペレーター（以下「ランド社」という。）

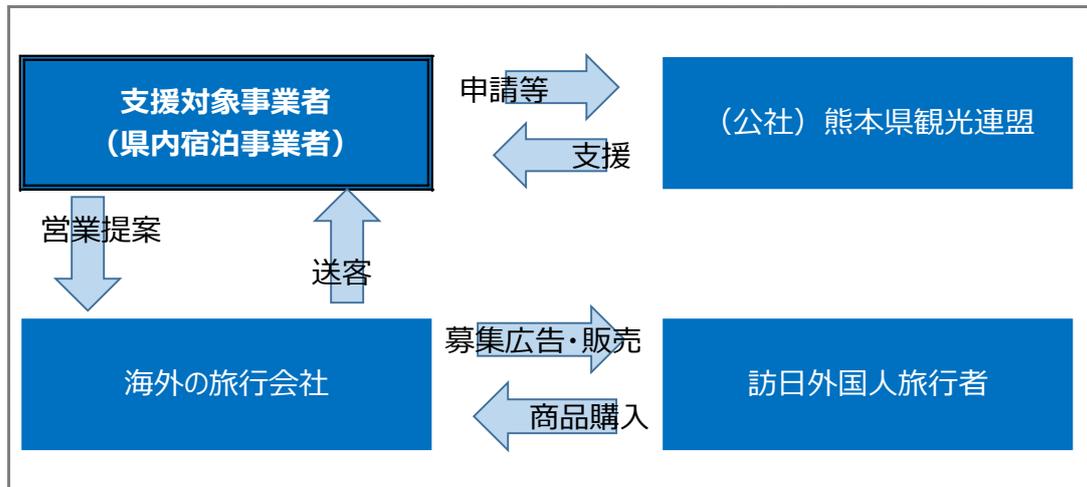
※オンライントラベルエージェント（OTA）は対象外

◆【参考】インセンティブ事例

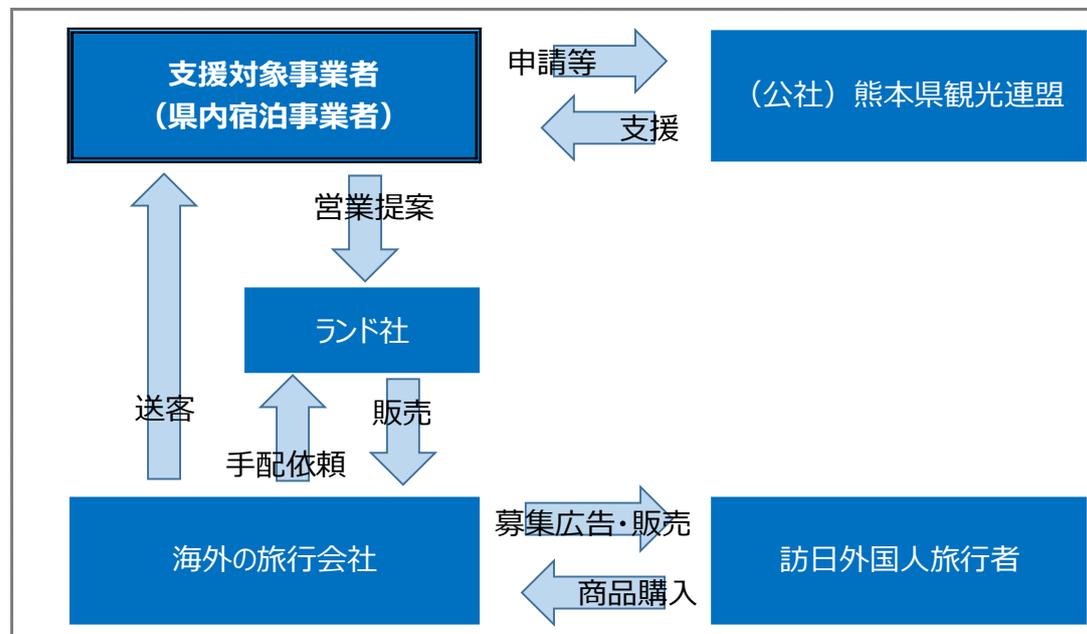
例	内容	具体例
①	熊本の強みである“食”の提供	地元食材料理の追加、料理コースのグレードUP など
②	食のアトラクション	目の前で料理人が寿司や天ぷらを調理 など
③	周辺観光コンテンツとのセット	観光施設への入場 など
④	地元固有のおもてなしの追加	女将との早朝ウォーキング、インストラクター付きヨガ体験 など
⑤	地元固有のノベルティ進呈	県産酒、焼酎、地元スイーツ、オリジナルグッズ など
⑥	特別料金	部屋のグレードUP、ホテル内有料施設のサービス付 など

(3) 事業スキーム

◆インセンティブを上乗せした宿泊プランを「①海外旅行会社」にセールスする場合



◆インセンティブを上乗せした宿泊プランを「②ランド社」にセールスする場合



(4) 支援金額

インセンティブを上乗せした宿泊プランをセールスした旅行会社等からの誘客1人1泊当たり2千円（定額）を支援する。

なお、海外から阿蘇くまもと空港発着便（チャーター便含む）を活用した旅行商品については、熊本県内での宿泊が必然的となる次の宿泊日を支援対象外とする。

[支援対象外となる宿泊日]

- ・ 入国便（到着便）が午後到着の場合：入国初日の宿泊日
- ・ 帰国便（離陸便）が午前出発の場合：帰国前日の宿泊日

◆支援対象の例示（海外から4泊5日の旅行商品の場合）

発着空港	入国 (到着)	熊 本 宿 泊				帰国 (離陸)
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
	IN					OUT
阿蘇 くまもと空港	午前	○	○	○	×	午前
		○	○	○	○	午後
	午後	×	○	○	×	午前
		×	○	○	○	午後
他空港 (福岡空港等)	午前	○	○	○	○	午前
		○	○	○	○	午後
	午後	○	○	○	○	午前
		○	○	○	○	午後

○：支援対象 / ×：支援対象外

(5) 支援金額の決定

1 事業者当たりの支援上限額は、公益社団法人熊本県観光連盟会長（以下「会長」という。）が、提出された書類を審査のうえ、本事業への参加可否と併せて通知する。

(6) 事業実施期間

令和4年6月17日から令和5年3月25日まで

※宿泊実績は令和5年3月10日宿泊分まで

2 応募手続き

(1) 応募資格

以下の全てに該当する宿泊事業者であること。

- (ア) 熊本県旅館業法施行細則又は熊本市旅館業施行細則に基づく旅館業許可証の交付を受けていること。
- (イ) 旅行会社等に自社で積極的にセールス（オンライン等）ができること。
- (ウ) 熊本県、公益社団法人熊本県観光連盟及び地元の観光協会等と事業進捗等の情報共有を行うことができること。
- (エ) 「くまもっと感染防止取組宣言」に取り組むこと。
- (オ) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者ではないこと。
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業ではないこと。
- (キ) 事業者等の福利厚生施設等で特定人を宿泊させる施設（保養所、研修所、合宿所、寄宿舎等の名称の如何を問わない）ではないこと。
- (ク) 老人福祉法に定める老人福祉施設、有料老人ホームや、介護保険法に定める

介護保険施設等において付帯する宿泊施設等ではないこと。

(2) 応募の期間

令和4年9月1日から令和4年9月21日まで【当日消印有効】

(3) 提出書類

①参加申込書（様式第1号、別紙「過去3年間の外国人延べ宿泊者の実績」）

②旅行会社等に提示する予定のインセンティブ内容が確認できる書類

※提案書や価格表で、通常プランとインセンティブを上乗せしたプランとの比較ができるもの

※本事業を活用した提案であることを表記すること

（表記内容）令和4年度「インバウンド・リスタート事業」特別プラン

※提案する旅行会社等の宛名を表記すること

③その他会長が必要と認めるもの

(4) 提出方法・提出先

上記提出資料を郵送により、以下に提出してください。

[提出先]

住 所 〒862-0950

熊本市中央区水前寺6丁目5-19 熊本県庁会議棟1号館3階

公益社団法人熊本県観光連盟「インバウンド・リスタート事業」事務局

※提出書類に不備がある場合は審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して記入してください

※提出された書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、提出書類は返却しません。

3 問い合わせ先

・熊本県観光戦略部観光振興課

担当者：那須

TEL：096-333-2315 / E-mail：nasu-r-da@pref.kumamoto.lg.jp

・公益社団法人熊本県観光連盟

担当者：橋本

TEL：096-382-2660 / E-mail：hashimoto-m@kumakanren.or.jp